

愛読者各位

令和4年5月  
株式会社日本法令

## 『改訂増補版 株式会社・有限会社の役員変更登記の手続』 追 加 情 報

### 「取締役が成年被後見人になったケースについて」

会社法改正（令和元年法律第70号）により、成年被後見人は取締役の欠格事由ではなくなりましたが、現に取締役として在任している者が後見開始の審判を受けたときは、委任の終了事由に該当するため、当該取締役は後見開始の審判により退任することになります（会社法330条、民法653条3号）。

したがって、当該取締役の退任の登記が必要です。

本書の「取締役が成年被後見人になった」ケースである [1-1-6](#) (P. 99)、[2-1-6](#) (P. 294)、[3-1-6](#) (P. 435) については、改正法施行日の令和3年3月1日以降は、取締役が後見開始の審判を受けた場合、取締役退任の登記原因が「資格喪失」ではなく「退任」となりますので、下記箇所の「登記すべき事項」は次のように書き変えて登記申請をしてください。

<P. 102 上から 15 行目、P. 297 上から 5 行目、P. 438 上から 6 行目>

#### 【改正法施行前】

「原因年月日」平成〇年〇月〇日資格喪失

#### 【改正法施行後】

「原因年月日」平成〇年〇月〇日退任

以上